

# **第3回 明石市財政健全化推進市民会議**

## **議事概要**

**日時 平成26年8月21日（木） 15:25～17:25**

**場所 議会棟2階第2委員会室**

**明石市**

## 次 第

### 1 議事

(1) 事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて

①市民会議及び検討部会の意見概要について

②市民会議及び検討部会の意見まとめについて

(2) 財政健全化推進計画 構成（案）について

(3) 施設配置適正化基本計画 構成（案）について

### 2 その他

#### 【資料】

資料 5 市民会議及び検討部会の意見概要

資料 6 市民会議及び検討部会の意見まとめ

資料 7 財政健全化推進計画 構成（案）

資料 8 施設配置適正化基本計画 構成（案）

※第2回市民会議の資料を引き続き使用

資料 2 事業見直しの考え方

資料 3 平成26年度 引き続き検討する事業 見直し案一覧

参考資料 1 参考データ集（人口、財政状況、職員数等）

参考資料 2 事務事業詳細説明資料

参考資料 3 移動支援施策一覧

---

#### 出席者 委員

加藤会長、井内副会長、伊賀委員、澤田委員、竹内委員、平岡委員、今井委員、大原委員、瀬尾委員、竹田委員

#### 市

高橋副市長、東企画調整担当部長、森本総務部長、宮脇職員改革担当部長、岸本財務部長、大西財政健全化担当部長、久保田政策室長、島瀬総務部次長、箕作財務部次長、笠谷財務部次長（市有財産活用担当）、村田財政健全化室課長、前沢障害福祉課長、合田高年福祉担当課長、河野財政課財政係長、松永財政健全化室係長、高力財政健全化室係長

#### 傍聴者 市議会議員2名、一般5名

## 1. 議事

### (1) 事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて 財政健全化室課長より配付資料の確認及び説明

会長：前回の第2回市民会議から本日の第3回市民会議までの間に、検討部会が2回開催され、そこで議論を深めていただいた。検討部会の座長である副会長より検討部会の報告をお願いしたい。

#### 副会長より検討部会の報告

7月17日と8月6日に検討部会を開催したが、予定時間を大きく超過するほどの活発な議論であった。また、追加資料の要求、事前意見や質問もいただき、それらの資料に基づいて円滑に会議を進めることができた。検討部会では、市民会議と同じ方向性の意見も、反対の意見も出た。詳細は、本日の各テーマの審議の中で必要に応じて申し上げるが、検討部会委員の皆さんには熱心にご議論いただき感謝している。

会長：それでは、議事次第に従って議論を進めていきたい。まずは、「(1) 事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて」であるが、今後、最終的には市民会議の意見書という形にまとめて市長へ提出することになる。本日はその意見書をまとめるための議論をお願いするが、資料6の「市民会議及び検討部会の意見まとめ」がそのたたき台となる。事務事業の見直しの対象事業は5つのテーマとその他事業という6区分に分かれているが、これまでに出た意見がある程度まとまっている事業と、まとまっていない事業がある。皆さんの意見を集約する形でまとめていきたいが、多様な意見が出ている事業については、それらを併記していくという方法もある。以上を踏まえて皆さんの意見を賜りたい。

#### 財政健全化室課長より資料5、資料6の「テーマ1 元気高齢者に対する福祉施策」について説明

会長：元気高齢者に対する福祉施策については、市民会議、検討部会とも同じような方向性の意見である。資料6のまとめの表現に付加すべきことや、変更すべき点があれば意見をお願いしたい。

#### 【一同異議なし】

会長：それでは「テーマ1 元気高齢者に対する福祉施策」については、市民会議の意見として、資料6のまとめのような内容で意見書に記載することしたい。

それでは、「テーマ2 公共交通機関による移動支援施策」に進みたい。

財政健全化室課長より資料5、資料6の「テーマ2 公共交通機関による移動支援施策」について説明

会長：公共交通機関による移動支援施策については、前回の市民会議でも、議論するうえでより詳細な資料が必要であるという認識があった。検討部会では、市側より新たに資料を提示していただき、この詳細資料をもとに議論していただいたが、市民会議では初めて拝見する資料があるため、事務局より説明をお願いしたい。

障害福祉課長より参考資料4について説明

財政健全化室課長より参考資料5、参考資料6、参考資料7について説明

会長：前回の市民会議では「テーマ2 公共交通機関による移動支援施策」について全体的な意見をいただいていたが、「No.5 障害者優待乗車券交付事業」については個別の意見を伺っていなかったため、まずは障害者優待乗車券交付事業について、参考資料5なども参考に意見を伺いたい。

E委員：身体障害の等級で、特に2級以下について、どの程度介護が必要な状態なのかわからないので、教えていただきたい。

市：一例として、障害者手帳の中に心臓の機能障害がある。本年4月から制度改正があり変更はあったが、3月までは心臓にペースメーカーを埋め込むと、外からは健常の方と変わらないように見えるが、重度の1級となる。このように障害の等級等と介護の必要性は必ずしも相関しておらず、説明が難しい。

A委員：同じく本年3月までの基準では両膝に人工膝関節を入れた人は3級になる。

副会長：人口膝関節を入れた人は、歩行時の介護は必要か。

A委員：リハビリテーションをすれば、自力で歩けるようになる。

E委員：本市のように障害の等級等に関わらず全ての障害者手帳所持者を対象にバス優待乗車証を交付している自治体は少なく、障害の程度によって対象者を限定してもよいのではないか。

市 : 神戸市、尼崎市、伊丹市については身体障害4級までを対象としており、5級、6級は対象外としている。

C 委員：参考資料4の「2 経緯（2）平成20年度、21年度に段階的に制度改正（対象者拡大等）」とあるが、どのように対象者を拡大してきたのか。

市 : 第1種障害者手帳（概ね身体障害1・2級及び知的障害Aの等級が該当）、精神障害者保健福祉手帳1級所持者から、全ての障害者手帳所持者に拡大してきた。

C 委員：どのような要望があり拡大したのか。

市 : 当時、第1種障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者以外から、バス優待乗車券を利用したいという声があり拡大した経緯がある。

市 : 昭和40年代には障害者福祉金制度があった。当初は、1級から4級までの方を対象に月に1,000円程度の少額で、児童手当のようなものであったが、その後、金額を段階的に増やしていくこととなった。しかし、平成15、16年頃には、関連法令の改正等に伴い、発達障害に対する支援を充実させることが必要になり、そのための財源確保の意味もあって障害者福祉金制度を廃止した。これに伴い、当時、市では市バス事業を行っていたこともあり、障害者の外出支援を充実させるという意味で、障害者優待乗車券を拡大していった。

会長 : 障害者についてはできる限り必要な支援をしていくことが原則だろうが、財源には限りがあり、そのバランスが難しいところである。

市 : 当時は市バス事業を行っていたので、市内で路線バスを運行している民間バス事業者に対して、市が主導権を持っていたが、市バス路線を民間バス事業者に移譲し市バス事業を廃止した後は、民間バス事業者から乗車人数に応じた適正な運賃の支払いを求められている。

会長 : 検討部会では活発な議論があったようである。大きな方向性としてはできる限りの支援をということであるが、一方で市の財政は厳しく悩ましいところである。

G 委員：対象者を段階的に拡大するなかで、具体的な市民の声はあるのか。

市 : 今まで対象外だった方へも交付するようになったので、有り難いという声は聞

く。

G 委員：平成20年度から平成21年度にかけて対象者を拡大したことによって、障害者の社会参加が活発化し、就業率の向上、ひいては市税収入の増加につながるとか、障害者のリハビリテーションに貢献し、医療費の抑制につながるといった効果は出ているのか。そのような効果が出ていないのであれば、以前の水準に戻してもよいのではないか。

市：検証したわけではないが、無料のバス乗車券を交付することにより外出しやすい状況にあると考えられる。ただ、作業所への通園費を全額支援する等の代替制度もあり、これらを活用して社会参加につなげていただければと考えている。

D 委員：限られた財源の中で、様々な施策を行うわけだが、障害者に対する施策の優先順位は高いと考える。一度、拡充した制度を縮小する場合には十分な説明が必要であろう。

F 委員：障害者に対して毎月定額で手当のようなものは出でていないのか。

市：定期的なもので言うなら、障害の程度や所得により対象は限られるが、20歳前に負った傷病による障害者への障害基礎年金がある。

F 委員：障害基礎年金は最近増減しているか。

市：国民年金に連動する形で増減しており、制度面での変更はない。

会長：障害を持つ方が社会に出ることで、最終的に社会全体の効率化に繋がるという構図が一番望ましいが、一方で、一度制度を拡充すると、財政状況を鑑みても縮小することは難しいという実態がある。市から5つの事業見直しシミュレーションが提示されているが、この市民会議での議論を勘案したうえで、市で検討していただきたい。

次に、「No.4 高齢者福祉サービス推進（敬老優待乗車証）事業」について、市民会議や検討部会で検討を重ねたが、市から6つの事業見直しシミュレーションが提示されており、手法によっては事業費が大きく変動するものもある。改めて意見を伺いたい。

E 委員：この市民会議でシミュレーションの中から望ましい案を選ぶのか。

会長：一番望ましい案を選んでいただいてもよいし、市民会議としてどのようにこの

事業を扱うかという意見でも構わない。

F 委員：利用者の立場に立てば、バスかタクシーの選択制とする案がよいのではないか。  
また、70歳程度であれば、まだ車を運転する人が多いと思うので、対象年齢を75歳まで引き上げる案も妥当である。この2案を併せて実施すべきである。

A 委員：年齢に関わらず、元気な人には必要のない制度であると考える。一方で、歩行が不自由で、介護保険の要介護認定を受けているような人は、このような制度があった方が移動しやすいであろうから、要介護度によって対象者を限定してはどうか。

D 委員：施策の優先度を考えると、障害者に対する施策より優先度の低い事業である。あれば便利な制度だという発想は捨てて、年齢制限、所得制限など様々な要件を組み合わせて、本当に必要な人のみを対象とすべきである。

A 委員：自力で歩けないような人でも、大半の方は身体障害者認定を取っていないのが現状であり、介護保険の要介護認定を要件として検討すればよいのではないか。

H 委員：タクシー券について、元気な人は必要ないので、他人に譲渡している例が多いということは聞いている。

会長：本当に必要な人に焦点を当てた支援が大切である。検討部会では、タクシー券を3月に使用する人が多いという指摘があったが、そのような状況を見ると、あるから使てしまおうという意識が働いていると推測をせざるを得ない。

B 委員：タクシー券について、2,100円分ではごく少ない回数しか利用できないし、4月と3月が突出して多い利用状況を見ると、必要はなくても使おうという意識が働いていると考えられ、不要ではないか。

会長：他自治体でもタクシー券を交付しているのか。

市：他自治体では交付していない。

会長：明石市独自の施策ということか。皆さんから意見をいただいたように、本当に必要な高齢者に焦点を当てた施策となるよう、市で検討していただきたい。

副会長：検討部会では、所得等で対象者を限定するには、事務経費がかかることも勘案しないと、必ずしも経費の削減に繋がるわけではないという意見があつたこと

を報告しておく。

会長：続いて「No.6 コミュニティ交通運行事業」について意見を伺いたい。資料6の1ページに市民会議と検討部会の意見のまとめが記載されているが、この方向で見直しを検討していただくということでよいか。

【一同異議なし】

会長：「テーマ3 子ども・子育て支援施策」について、意見を伺いたい。

財政健全化室課長より資料5、資料6の「テーマ3 子ども・子育て支援施策」について説明

会長：「No.7 交通災害等遺児養育福祉金支給事業」「No.9 ベビーシート貸出事業」「No.10 幼児教育振興事業」については、前回までの市民会議で概ね意見はまとまっており、検討部会でも同じ方向性であった。一方で、「No.8 児童福祉一般事務事業」の保育所巡回警備について、市民会議では他の防犯対策に見直すべきとの意見が大勢を占めたが、検討部会では男性の警備員がいることは抑止力になるという意見があり、この事業についてさらに皆さんのお意見をいただきたい。

G委員：ある保育所長と話したところ、安心感にはつながっているが、どこまで効果があるのかは疑問であるとの意見であった。防犯対策の費用対効果については、様々な考え方があるだろうが、以前住んでいた関東のある地域では、巡回警備はなかったが、保育所は公立、私立とも堅固なフェンスと、電子錠式で防犯カメラとインターホンを備えた門扉による防犯対策が取られており、初期投資は必要であるが巡回警備よりも抑止効果は高いのではないかと考える。他にも例えば保育士に護身術の講習を行い、それを大きく広報するといった方法でも抑止効果を高められるであろうし、現在の巡回警備の継続ありきで考える必要はないのではないか。

会長：市民会議では防犯システムの充実や地域住民が関わるしくみの構築など、内容面で見直すべきとの意見でまとまっており、検討部会で一部、現行のまま継続すべきとの意見が出ている、といったまとめでよいか。

【一同異議なし】

会長：次に「テーマ4 人権教育・啓発施策」に進めたい。

財政健全化室課長より資料5、資料6の「テーマ4 人権教育・啓発施策」について説明

会長：何か意見があればお願ひしたい。

副会長：検討部会では、厚生館について、人権センターのような形で集約してはどうかという意見があったので、市民会議の意見としては、この点も盛り込んでいただきたい。また、従来の人権教育・啓発のテーマだけでなく、インターネットに関する問題など、人権に関する今日的なテーマを絡めて教育・啓発はどうかとの意見もあった。検討部会としては、財政的な見直しだけでなく、事業内容の見直しも重要であるという意見が多かった。

会長：そういった意見が、資料6の2ページのまとめ中の「障害者との共生、ユニバーサル社会の実現に向けて取り組んでいく」という文言に表れているということか。

副会長：その通りである。人権教育・啓発のマンネリ化を避けるということである。

F委員：ちょうど明日、明石市人権教育研究集会が開催される。以前は2日間行われていたが、経費削減の意味もあって、午後からの講演と分科会のみに短縮してきた。しかし、事業内容は長年同じで、関係団体からの動員要請を受けて参加している人が多い状況である。

また、資料6のまとめについて、厚生館については、もう少し補足が必要である。現在は自治会が行うような事業内容になっており、人権施策としての効果は小さいので、市民が誰でも人権について学べるような人権センター等に集約してほしいと考えている。前回、人権教育推進員の人事費の話が出ていたが、厚生館には約35名職員があり、この人事費を削減する方が効果は大きい。厚生館の施設については、使用できるものは自治会で有効活用し、必要な施設は集約するといった趣旨をまとめに加えてもらいたい。

B委員：自治会活動をしている立場としては、厚生館がある地域とない地域では差があると感じる。ある地域が羨ましい。

E委員：厚生館という名称を変えた方がよいのではないか。

F委員：他自治体では隣保館という名称のところが多く、厚生館という名称のところは

少ない。比較的大きな建物なので維持管理の問題もあるが、自治会館等として地域に移譲して活用してもらうのが一番良いのではないか。

会長：厚生館に関する表現については副会長からの提案や委員からの指摘があったので、再検討をお願いすることとして、「テーマ5 ごみ収集運搬関連事業」に移させていただいてもよいか。

【一同異議なし】

財政健全化室課長より資料5、資料6の「テーマ5 ごみ収集運搬関連事業」について説明

会長：市民会議、検討部会ともほぼ同じ意見であった。意見書には資料6のまとめのような内容で記載するということでよいか。

【一同異議なし】

会長：「2 その他の事業」に移させていただきたい。

財政健全化室課長より資料3、資料5、資料6の「2 その他の事業」について説明

会長：その他の事業については、時間の関係や、市が見直しの方向性をある程度決めているということもあり、前回までの市民会議では意見が出ていなかったが、検討部会ではかなり意見があったようである。

副会長：検討部会では、資料6の3ページの特定の事業について意見が出ていた。「No.19 生涯学習関連事業」については、基本的には市の見直しの方向性と同じであった。「No.20 商業振興対策事業」「No.23 商店街活性化支援事業」「No.25 交通安全啓発教育事業」についても、市の見直しの方向性を追入するような議論に終始した。

会長：概ね提案されている方向性でよいか。

E委員：「No.21 中小企業融資対策事業」について、市に相談しても銀行へ行くよう勧められるだけであり、銀行任せになっている。保証料の支援を行っているだけでは事業とは言えないのではないか。

市 : 「No.21 中小企業融資対策事業」は、中小企業に対する資金の融資事業であり、市としてもできる範囲の相談を行っていると聞いているが、現状ではそのような状況になっている可能性もある。

会長 : 「2 その他の事業」について、意見書には資料6のまとめのような内容で記載するということでよいか。

### 【一同異議なし】

- (2) 財政健全化推進計画 構成（案）について
- (3) 施設配置適正化基本計画 構成（案）について  
財政健全化室課長より資料7、資料8について説明

会長 : 財政健全化推進計画 構成（案）、施設配置適正化基本計画 構成（案）について、関連しているため併せてご審議いただきたい。  
次回の市民会議で計画の原案を出していただき、皆さんにご審議いただくということになるのか。

市 : 10月以降に財政健全化推進計画、施設配置適正化基本計画、受益者負担の算定基準の3項目の協議を予定している。現段階では具体的な内容は提示できないが、構成案としてイメージを持っていただきたいという趣旨である。次回以降、もう少し詳細な資料を提示させていただきたいと考えている。

会長 : これまでの議論をベースに財政健全化推進計画、施設配置適正化基本計画の原案を市が作成し、次回皆さんに見ていただきたいということである。本日は全体的な構造を示していただいた。これについて何か意見があればお願いしたい。

F 委員 : 次回以降、施設配置適正化基本計画の内容に関する協議をする際には、地域的なバランスを考慮して公共施設の配置を検討する必要があるので、老朽化の状況や稼働率等がわかるように色分けされた市内の公共施設の配置を示した地図があれば、協議しやすい。

G 委員 : 財政健全化推進計画 構成（案）の「1(6) 計画の基本方針」にある文言「こどもたちに元気な明石を引き継いでいくために、将来にわたって持続可能な財政構造の構築を」については、現時点での仮のものとのことだが、基本方針ではなく計画の目的のように感じる。基本方針としては、今後、明石市としてどういった分野に注力していくのかという大きなビジョンを盛り込むべきではないか。

市 : 参考にさせていただきたい。市の基本的な方針として子どもに焦点をあてた取り組みを進めており、このような文言が必要であろうということで記載した。次回にはもう少し具体的な案を提示したいと考えており、その時に改めてご意見をお願いしたい。

会長 : 長期総合計画が市全体の方向性の大きな見取り図となり、その下での財政健全化の取り組みとしてはどこに焦点をあてるのか、という議論になってくるのではないか。次回はこれらの点も含めて説明していただけるようである。

G 委員 : 長期総合計画はどこで見ることができるのか。

市 : 市のホームページで閲覧が可能であるが、本日配付させていただきたい。  
(この後、各委員に明石市第5次長期総合計画ダイジェスト版を配付。)

会長 : 分かりやすく言うと、子どもに焦点をあて、子どもが育ちやすいまちにしよう、というのが明石市の長期総合計画である。

G 委員 : 財政健全化推進計画は、歳出を削減する取り組みが中心になるとは思うが、産業の活性化や雇用の確保等によって税収を増やすなど歳入を増やす取り組みも、プラス思考の計画とする面で重要である。そのような取り組みについては、別のところで取り組むこととなるという理解でよいのか。

市 : 現在、市民会議では事務事業の見直しについての議論をお願いしているが、歳入の確保の面に関して、産業の活性化や雇用の確保等については、別の担当部門での取り組みということになる。財務部門の取り組みとしては、市民会議の協議のテーマとはなっていないが、土地の売却や税収の確保等に別途取り組んでいるところである。

会長 : 財政健全化という会議の名称からして歳出の削減に力点があるが、一方で歳入を増やしていくための施策もセットにならないと暗い話になってしまふ。産業の活性化や雇用の確保等による歳入の確保については別の部門で取り組まれるのであろうが、是非とも市民会議でもある程度言及していきたい。

D 委員 : 国公立大学は独立法人化したことによって、外部から見ていると、経営面での考え方があわってきたように思うが、実際のところどうか。

会長 : いかに外部と連携して資金を確保できるかということが常に問われるなど、雰

囲気はかなり変わったと感じている。

D 委員：大学は相当変わってきたと感じるので、市の参考になればよいと思った。収支改善のために単純に考えれば、学費の値上げということになるが、実際にはそういう訳にもいかないだろう。

会長：今後、県外の学生の学費を下げるなど、学生を呼び込むことに注力すべきときだろう。

F 委員：こどもたちに元気な明石を引き継ぐためには、大人が元気でなければならない。しかし自治会等には、これ以上の負荷はかけられないので、元気な人が多いテーマ型の活動団体に、もっと活躍してもらえばよい。財政健全化で削る取り組みだけでは暗くなるだけなので、活動の場を含めて、元気な人が集まって目立つところで活躍しやすいしくみを作っていく明るい取り組みも並行して進めてもらいたい。

会長：産業活動の活性化の取り組みにも共通していえることだが、市民生活の中で元気なところを前面に出していくことは大事なことである。広い意味でいうとガバナンスの問題である。公の分野については、従来、行政が全面的に管理するといった傾向が強かったが、近年は市民の側から湧き上がってくる活動が大きくなってきた。そのような中で、自治会など地域ごとに組織化された団体と様々な分野でミッションを持って活動している団体との連携が、今後の大きな課題である。

副会長：検討部会の議論の中で、どのような状態になれば健全な財政状況といえるのか目標をはっきりしてほしいという意見があり、市側から収支均衡が当面の目標であるという回答があった。また、今のF委員の意見にも繋がってくるが、事業費の削減ばかりではなく、そこで生み出した財源を新たなサービスに回すという考え方がないと、市民に納得してもらえないという意見もあった。

会長：削減があれば、新たな充実面があってもよいということであると思う。他に意見はないか。なければ本日の議題については、以上をもって終了とする。

【一同異議なし】

## 2. その他

### 連絡事項

- ・次回の開催日程は10月中旬の予定とする。

# 閉 会